地域脱炭素の一層の推進

- 〇 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目 的とする場合を対象に追加。
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

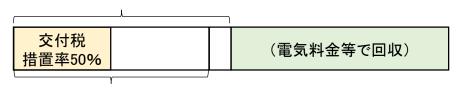
1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、 「地域内消費」を主目的とするもの(第三セク ター等に対する補助金)を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進 事業債(充当率90%、交付税措置率50%) を充当。

対象事業費(1/2)



脱炭素化推進事業債(充当率90%)

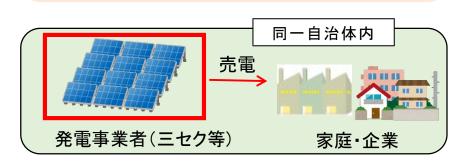
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化 ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入 ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環 ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停雷等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 〇 過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化 推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
 - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより 独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

地域の脱炭素化の推進

【参考】制度創設時(R5)

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 〇 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う 公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業 (再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、 省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで (地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1.000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化		50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)	90%	財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:42団体)

対象事業と交付税措置率

<公適債(脱炭素化事業)>

<脱炭素化推進事業債>

類型

再エネ

(注1)

対象事業

太陽光発電(公共施設等の改修)

省エネ

公共施設等のZEB化^(注2)(改修)

公共施設等の省エネ改修

LEDの導入(公共施設等の改修)

対象事業 (<mark>赤字は拡充部分</mark>)	交付税措置率
太陽光発電(公共施設等の <mark>新築・改築・</mark> 改修)	50%
太陽光発電以外の再生可能エネルギー全般 (バイオマス、風力等)	
公共施設等のZEB化 ^(注2) (新築・改築・改修)	
公共施設等の省エネ改修 ^(注3)	財政力に応じて 30~50%
LEDの導入(公共施設等の改修)	

電動車

公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)	30%
----------------------------	-----

注1:公共施設等適正管理推進事業債(脱炭素化事業)においては売電を主たる目的とするものは対象外としており、脱炭素化推進事業債においても同様とする。

注2: ZEB Oriented以上。ZEB化の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)太陽光発電設及びコージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)。

注3:省エネ改修の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)コージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。) (カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)